

法令等遵守規程

合同会社どりい夢

(目的)

第1条 この規程は、合同会社どおりい夢（以下「法人」という。）の法令順守に関し必要な事項を定めることにより、役職員等がすべての法令等を遵守し業務を遂行する体制を確立し、実施する事業において、適正な事業運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「法令等」とは、法律およびこれに基づく命令（関連する告示・通知を含む。）条例ならびに法人の定款、各種規程等明確に文章化されたルールをいう。

2 この規程において「法令遵守」とは、法令等を遵守するとともに、社会規範を尊重して行動することをいう。

3 この規程における「役職員」とは、役員および職員となり、雇用形態や役職に限らない法人の従業者をいう。

(役職員の責務)

第3条 役職員等は、法人の事業が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが事業の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。

2 役職員等は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、それらを活かし、法人の事業を発展させることにより、定款に規定する目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

(法令遵守責任者等)

第4条 法人に、法令遵守責任者を置く。

2 法令遵守責任者は、法人の業務活動が法令遵守により遂行されるよう、以下の業務を行うものとする。

（1）法人の業務活動の公正な遂行の確保

（2）法令遵守に関する本規程の制定および改定等

(法例等の遵守)

第5条 役職員等は、業務活動の実施、経理事務の遂行等にあたっては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。

2 役職員等は、計画・立案、申請、実施、報告等の業務活動または経理事務の遂行等の過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、業務活動で得たデータ等の記録保存や厳正な取り扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為等を行ってはならない。

(職場環境の整備)

第6条 役職員等は、業務活動の実施にあたり責任ある行動と不正行為の防止を図るためには、公正な業務活動を重視する職場環境の確立が重要であることを自覚し、所属する部署における職場環境の質的向上に積極的に取り組むものとする。

(利益相反)

第7条 役職員等は、業務活動の実施にあたり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、適切に対応するものとする。

(内部通報等)

第8条 法人は、法令等違反行為に関する内部の通報および相談制度を設けたうえで、役職員および退職者ならびに関係事業者等の従業員に対し、職場や業務で重要な法令等違反の事実や危険を知り、かつ職制を通じた自立的な解決が難しいときは、通報または相談窓口 に直接通報または相談するよう周知するとともに、その通報または相談行為に対して不利益を課さないことを保証しなければならないものとする。

2 前項の内部通報に関する制度については、公益通報者保護規程による。

(処分)

第9条 法令違反に該当する行為を行った職員は、就業規則に従って処分を科することができるものとする。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から適用する。